

鹿児島県地域課題解決型ドローン実証実験補助金募集要領

1 事業目的

ドローンについては、国におけるレベル4飛行（有人地帯での目視外飛行）の実現に向けた改正航空法が施行され、様々な分野で利活用が広がっており、今後、ポストコロナ社会においても市場規模の拡大が期待されている。

このため、ドローンを活用した地域課題解決型の実証実験への支援を行い、本県におけるビジネスモデルを生み出すことで、ドローン関連産業の成長力を県内経済に取り込み、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、大企業とみなす。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業以外の者であって、事業を営むものをいう。
- (3) 「大学等研究機関」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第115条に規定する高等専門学校、国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人、並びに地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行っているものをいう。

3 応募手続き

(1) 募集期間

令和7年4月16日（水）～6月13日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

鹿児島県地域課題解決型ドローン実証実験補助金応募申請書（別記第1号様式）

＜添付書類＞

- ア 事業実施計画書（別記第2号様式）
- イ 事業収支予算書（別記第3号様式）
- ウ 県税の納税証明書（県内の企業のみ）
- エ コンソーシアム協定書（別記第4号様式）

(3) 提出方法

ア 郵送又は直接持参してください。

イ 申請書様式等は、県ホームページからダウンロードできます。

(4) 提出先及びお問合せ先

鹿児島県商工労働水産部新産業創出室 上久保

E-mail : shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp

4 事業の内容

(1) 補助対象者

中小企業者、大企業、市町村、大学等研究機関又はその他の団体のうち、複数で構成されるコンソーシアムを補助対象者とする。

また、コンソーシアムの代表者は、県内に本社又は事業所を有する中小企業者とし、コンソーシアムの構成員又は協力団体に、県内市町村を含むことを条件とする。

なお、コンソーシアムの構成メンバーは、次のすべての要件を満たすこととする。

ア 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人その他の団体又は個人でないこと。

(ア) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

(カ) (ア) から (オ) までに掲げる者の依頼を受けて、補助金の交付を受けようとする者
イ 鹿児島県税の未納がないものであること。（鹿児島県内の企業のみ）

ウ 他の制度等により同一事業で補助金又は助成金を受けている事業ではないこと。

エ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

(2) 補助対象事業内容

本県における地域課題解決型のドローンの実証事業であり、ビジネス化に繋がる可能性を有するもの。

ただし、ドローンスクール運営や機体販売は除く。

(必須要件)

ア 実施するフィールドは鹿児島県内であること。

(加点要素)

ア 高い事業採算性が見込まれるもの

イ 同時に複数機のドローンによる飛行実証

ウ 既存データベースを活用した取得データの一元化

エ AI や IoT 技術によるデータ解析等の付加価値利用

(3) 事業実施に当たり注意すべき事項

- ア 補助事業の実施に当たっては、県及び関係市町村の指示に従うこと。
- イ 補助事業を行うために必要な各種法令等に係る手続きは、補助事業者が行うこと。
- ウ 補助事業で利用するドローンは、適切な賠償責任保険に加入すること。

5 補助対象期間、補助率等

(1) 補助対象期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

(2) 補助率及び補助上限額

補助率：対象経費の2／3（千円未満の端数は切り捨て）

補助上限額：4,000千円

(3) 補助予定件数

2件程度

(4) 補助対象経費等

補助金の対象経費は、別表のとおりとする。

6 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員会による書類審査にて、補助対象者を選定します。

(2) 主な審査項目

ア テーマ設定の妥当性

イ 地域課題の解決への貢献度

ウ 実現可能性（実施体制、スケジュール、実用化の期待度）

エ 事業終了後における継続性

オ 事業の先駆性（加点項目：自動運航、取得データの一元化、AIやIoT技術によるデータ解析等）

(3) 加点措置

中小企業庁等により創設された、「パートナーシップ構築宣言」について、宣言を行っていることに対して、加点措置を行います。詳細は下記ポータルサイトのURLからご確認をお願いします。申請時点でポータルサイトに、コンソーシアムを構築する全ての企業（地方自治体、商工会議所、商工会を除く）企業名の掲載があることが条件となります。

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト：<https://www.biz-partnership.jp>

(4) 審査結果の連絡

審査結果は県から応募者へ文書で通知する。

7 採択された場合の留意点

- (1) 必要に応じて、進捗状況の報告を求めるとともに、県担当者が現地で進捗状況等の確認を行う。
- (2) 交付決定日より前に支出した経費は補助対象外となるため、補助事業は交付決定後に着手すること。
- (3) 自社製品又は関係会社からの調達分が補助対象経費に含まれる場合は、補助事業者の利益相当額を排除した金額で計上すること。
- (4) 補助事業に要した経費については、証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、を揃え、実績報告の際、写しを提出するとともに、現物等による執行の確認を行うた

め、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備の上、補助事業完了後5年間保管すること。

- (5) 本事業は補助金の一部を概算払により支払うことができる。
- (6) 補助事業により取得した備品等については、一定期間はその処分が制限される。
- (7) 補助事業の成果については、実績報告により県に報告するほか、必要に応じてデータ等の提供について協力すること。提出された成果については、県が実施する事業において、これを活用することを承諾すること。
- (8) 補助事業終了以降に、必要に応じて普及啓発のための協力を依頼することがある。
- (9) 県の実施するドローン関連事業に可能な範囲で協力を依頼することがある。
- (10) その他、「鹿児島県地域課題解決型ドローン実証実験補助金交付要綱」及び「鹿児島県補助金等交付規則」等に従うこと。

8 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

- (1) 受付期間
令和7年4月16日(水)～5月30日(金)午後5時まで
- (2) 質問方法
「募集要領等に関する質問票（別記第5号様式）」をE-mailにより提出する。
E-mailのタイトルは「【質問】鹿児島県地域課題解決型ドローン実証実験補助金」とすること。なお、E-mail送付後に、電話などにより到着を確認すること。
- (3) 回答方法
質問及び回答内容は、随時一覧表にまとめ、原則HPにて公表する。
なお、一覧表は他の応募予定者から希望があれば適宜E-mailで提供する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (4) 質問票申込書提出先
鹿児島県商工労働水産部新産業創出室 担当：上久保
E-mail:shin-sousyutsu@pref.kagoshima.lg.jp
電話番号：099-286-2897
- (5) その他
質問は、本募集要領の内容を十分理解いただき、本事業について、より良い提案をしていただくことを目的として実施するものであり、書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。
なお、質問については、応募に関して義務づけるものではなく、評価には影響しないものとする。

別表

補助対象経費	内 容
報償費	事業実施のために指導等を行う外部専門家への謝金等
人件費	事業実施のために必要な人件費（市町村職員の人件費は除く）
旅費	事業実施のために必要な旅費
需用費	事業実施のために必要な消耗品費，燃料費，印刷製本費及び光熱水費等（食糧費を除く）
役務費	事業実施のために必要な通信費及び保険料等
委託料	事業者が直接実施できない業務（データ解析や研究開発等）を委託する場合の経費（委託料に係る補助限度額は，補助対象経費合計の2分の1以内とする）
使用料及び賃借料	事業実施のために必要な施設使用料等
備品購入費	事業実施のために必要なドローンの機体等の購入費等
その他	その他，知事が特に必要と認める経費

※ 本事業において，消費税及び地方消費税は補助対象経費外とする。